

「徳島県企業局事業のあり方懇話会からの報告書」の概要について

1. 懇話会の設置目的等

当懇話会は、企業局の設置から50年経過後の社会環境の変化に対応し、今後の企業局事業の「あるべき姿」や「かたち」を検討するにあたり、幅広い分野から意見・提言を求めため設置されたものである。

この報告書は、平成19年12月の初会合以来、現地視察と5回にわたる会議を開催し、企業局事業の実施状況や課題、意義などの分析から、各委員より出された様々な意見や提言を取りまとめたものである。

2. 事業を取り巻く経営環境

企業局事業はこれまで順調に推移し、健全経営を続けてきているが、近年の事業を取り巻く経営環境は、「厳しい地方行財政環境」、「電力自由化の動き」、「急務となっている施設の老朽化・耐震化対策」、更には、「地球温暖化を始めとした自然環境の変化」等の状況下に置かれており、こうした諸課題への適切な対応が求められている。

3. 企業局事業の今後の方向性

(1) 今後の方向性

- ① 企業局事業は、長期継続を基本に、独立採算で運営していくことが基本である。
- ② 事業実施にあたっては、独立した組織として自由度の高い運営が必要で、如何なる状況下においても、柔軟に対応できることが重要となる。
- ③ 各事業は、良好な経営状況を維持していることから、事業の「廃止」や「譲渡」の方向ではなく、予測し難い社会環境の変化にどれだけ適切に対応できるか、ということを考えていくべきであり、独立した組織として、企業局が持つ特性や特徴を活かし、「公共的サービスの向上」に努めていくことが、今後の企業局事業の方向性である。
- ④ 企業局が独立した組織として、各事業を運営していく場合、「地方公営企業」形態のほか「地方独立行政法人」形態が考えられるが、その特性である「目標による管理と実績評価」や「人事管理と財務運営の弾力化」等には、現行の「地方公営企業」形態においても対応が可能であり、経営形態の変更に伴うリスクや経費の増大等を考えた場合、「地方独立行政法人」に移行する必要性は低く、現在の「地方公営企業」形態により、事業を実施していくことが適当であり、効率的でスピード感のある経営手法を求めるものである。

(2) 各事業別

①電気事業・②工業用水道事業

企業局の安定した主力の柱となる事業であって、将来的な大きな展望のもと、長期的な計画をもって、事業を継続すること。

③土地造成事業

地域経済の発展のため、商工労働部と協力して、企業立地に向けた工業団地の分譲に取り組むこと。

④駐車場事業

「公設公営」の特性を活かし、民間とは違った形で、より公共性が発揮できる事業運営を行うこと。

4. 新規事業への取り組み

(1) 方向性

- ① 先ずは現4事業をしっかりと経営することが重要である。
- ② 現4事業に関連する新たな事業への取り組みは、「水」との係わりが深い企業局では、昨今の「自然環境」の状況や、「地球温暖化対策推進条例」の制定などから、「環境保全」に軸足を置いた検討がなされるべきであり、民間事業者の先例となるような事業展開が求められる。
- ③ 「公共の福祉の増進」のため、これまで企業局が蓄積した経営資源を最大限に活用し、高品質で安定した供給を目指して取り組むとともに、県行政とより一層の連携を図りたい。

(2) 具体的取組

「新エネルギーの導入推進のための先駆的事业」や「保有資金を一般会計等へ貸し付け運用する取り組み」、「企業局の人材を活用した出前講座などのPR事業」などの具体的な取り組みについての検討と合わせて、「環境技術の進展」や「国の新たな制度の活用」など新たな情報の収集に努め、スピード感のある対応で、県民生活の向上と、地域の環境保全に積極的に取り組まれない。